

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	令 4 . 6 . 1
件 名	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書提出について		
結 果	令和 4 . 10 . 3 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	総務環境委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が令和 5 年 10 月に予定されているが、年間売上げ 1,000 万円以下の消費税免税事業者等の中には、収入が不安定な中小企業や個人事業主が多く含まれ、このまま同制度の導入を進めることは、事業者をさらに困難な状況に追い込むことになりかねないことから、中小企業や個人事業主の事業継続と再生のため、国会及び関係行政庁に対し同制度の実施中止を求める意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する国や当局の対応状況等について伺ったところ、同制度は、消費税の複数税率に対応したものとして開始される仕入税額控除方式のことで、仕入税額控除の適用には、適格請求書、いわゆるインボイスが必要となり、消費税の税額計算は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を差し引いたものになる。同制度の開始時期は 5 年 10 月 1 日で、税務署への事業者登録申請手続期間は 3 年 10 月 1 日からとなっており、同制度の開始時期から登録を受けるためには、原則として 5 年 3 月 31 日までに登録申請手続を行う必要がある。また、制度開始後は現行の区分記載請求書の記載事項に、税率ごとの消費税額等の追加が必要になる。なお、免税事業者が適格請求書を発行するためには、課税事業者となる必要があるが、経過措置として、制度開始から 11 年 9 月 30 日までの 6 年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定割合を仕入税額として控除できることとなっている。</p> <p>また、同制度の周知・広報については、国において、国税庁のホームページに特集ページを設け、同制度の概要や補助制度のほか、コールセンターや相談窓口を案内するとともに、税務署等で定期的に説明会を実施している。また、本市は、国からの依頼を受けて、同制度の概要や国の説明会等について、市ホームページや市民のひろばに掲載するとともに、商工関係の情報を掲載した、広報紙「中小企業のひろば」に補助制度を掲載する予定としている。</p> <p>本市としては、同制度は、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保するために必要な制度であると考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「新型コロナウイルス感染症の状況、さらに物価高騰という厳しい状況を踏まえると、同制度の実施中止を</p>			

求めることは必要であることから、本件については採択したい。」という意見、「免税事業者にとっては、同制度の導入により課税事業者となる場合、手続など様々な面において苦労されると思うが、同制度は、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保するため必要な制度であり、国において補助制度などの取組や税務署等において説明会を行っているほか、本市においても市民のひろばへの掲載や中小企業のひろばに補助制度を掲載する予定であるなど、周知・広報に取り組んでいくということを踏まえ、税の公平性の観点から、本件については不採択としたい。」という意見、「本請願については、コロナ禍の状況も勘案して同制度の実施中止を求めているが、コロナ禍の状況は続いていること。また、公平な税制を進めていくことは必要と考えるが、直近で公開されている商工団体等の調査結果においても、制度そのものの周知が不足していることや、小規模事業者であるほど、デジタル化や煩雑化する事務への対応が難しく、同制度を始められる状況には程遠いと思料されることから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。